

## 平成 30 年 第 7 回 浜松市農業委員会総会議事録

### 1. 開催日時 場所

平成 30 年 10 月 15 日(月) 午後 1 時 30 分 市役所北館 1 階 101・102 会議室

2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 中島雅弥 松島好則 田中照明 原田博示 袴田正保  
松尾康弘 横井利治 鈴木克育 袴田博子 根木常次 内山進吾  
岡本純 藤村猪三 高井孝平 後藤剛 小杉高史 森島倫生  
鈴木英雄 水崎久司 井上保典 伊藤安子 小柳守弘

欠席： 鈴木要

### 3. 出席した事務局職員

山下文彦 清水克 豊田周一 鈴木智久 小杉幸俊 木下穰 齋藤和也 石田潤司 松本行弘  
河村幸一郎 嶋田哲也 縣弘之 吉山和志 富永幹人 島田奈津子 池谷定康 山口彩 加茂真也  
佐原貴寛

### 4. 審議事項

- 第 31 号議案 農地法第 3 条の規定による許可について
- 第 32 号議案 農地法第 4 条の規定による許可について
- 第 33 号議案 事業計画変更承認申請について
- 第 34 号議案 農地法第 5 条の規定による許可について
- 第 35 号議案 買受適格証明願について(5 条許可競売)
- 第 36 号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る  
特例農地等の利用状況の確認について
- 第 37 号議案 農用地利用集積計画の決定について

### 5. 報告事項

- 報第 25 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報第 26 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について
- 報第 27 号 事業計画変更届出について
- 報第 28 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について
- 報第 29 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報第 30 号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
- 報第 31 号 農地の地目変更登記に係る報告について
- 報第 32 号 農業用施設証明について

### 6. その他

## 議事の概要

局長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻になりましたので、只今から、平成 30 年第 7 回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員数でございますけれども、定数 24 名のところ 24 番の鈴木要委員が欠席という形で、他の方は全員出席していただいておりますので、23 名と過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。

局長 それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣告をお願いいたします。

松島 改めまして、みなさん、こんにちは。大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。先日の台風 24 号の被害、皆さんの中にも甚大なる被害があった方もいらっしゃると思いますが、本当にお忙しい中ありがとうございます。台風 24 号の件につきましてちょっと私の方から報告したいことがございますので、挨拶の終りの方にさせていただきたいと思っております。まず先に、先月でしたか、市の方に要望する農業委員会としての要望書を取りまとめましてそれを市の方へ要望するという形で、1 時から山下農林水産担当部長に要望書を提出させていただきました。その時にですね、口頭ではございますが農業委員会としてというより私個人の意見といたしまして、会長といたしまして、台風 24 号について今後行政の取り組み方についての提案をさせていただきました。それは何かと申しますと、台風というのは昔、私も皆さんも若い時にはそうなんです、九州や四国の方へ上陸するもので、東海へは 10 に 1 つ、年に 1 つか 2 年に 1 回あるかないかというような感じの台風の上陸でございました。たしかに伊勢湾台風とか 50 年に 1 度の大きい台風は上陸したりしますが、そんなに大きな台風が来たり、毎回毎年台風が 3 つも 4 つも来るってこと、昔はなかったような気がいたします。それが今、地球温暖化と叫ばれている今、大変大きな、アメリカでいえばハリケーンというような、大きな宇宙の方から見ると台風が目がしっかりとくっきりと見えるような台風がだんだんだんだんとできて、それが九州を通ったり四国へ通ったりという話が多くなりました。その中で先日、またその前の 9 月の 17 日でしたか、22 号という形で大きな台風がまた東海地区、浜松へ上陸して甚大なる被害をもたらすようになってしまいました。今まで行政として、そういう台風に対してのマニュアル、対策は考えてあると思いますが、やはり今後、来年再来年とこういう大きな台風が来て、ほんとに未曾有な大被害が農業関係にも来るというような形になったときに、部長の方にぜひ一度行政として新しい農業に関する危機管理的なものを構築してくれないかということをお願いしてみました。主に 3 つ大きくわけて頼みました。まず、被害の調査というか、被害確認ですよね。その被害確認をすることによって今後どのような対応をするかということが決まりますので、まずその調査、被害確認というものを迅速に、また正確にやってもらいたいと、そして被害確認をもとに市としてできることはなんでも行政側でやっていただきたいと、今回の台風のようにいろんな意味で課をまたいだ、例えば塩害であり、停電により冠水ができない、南区の畑かんは止まってしまっていてできない、塩害で作物がかれてしまったと。また畜産に関しては電気が止まってしまって乳を搾ることができないとか、豚とかそういう畜産物、畜産の人たちがショックでなにかできないかということまで右往左往してしまったとか、それが動物にとってストレスになってしまったとかそのようなことをたくさん聞いております。そういうことに対して課をまたいでいろんなことをやっていただ

松島 きたいと。時には土地改良という形で、課でなにかできることはないかということもあります。そういう細かいことは別といたしまして、市として課をまたいでいろんなことをやってもらいたいということをお願いしました。そして一番大事なことはやはり、今後これからどんな台風が来るかわかりませんが、来てでもいいように今言った農業に関する危機管理システムをしっかりと構築していただきたいということを、口頭で頼んでおきました。これから行政の方でそれをちゃんと踏まえているようなことを構築していただけると信じておりますので、その時は私たちも協力していきたいなとそう感じております。そのような今回の台風は今までにない、本当にしっかりと浜松の農業を見つめる、そういう意味では不幸中の幸いとは言ってはいいませんが、いいチャンス、チャンスといういい機会かなとそう思っておりますので、ぜひ行政側としてもその辺をしっかりとやっていただきたいとそう思っています。それと同時にやはり私たちの自己責任的な問題もございます。自分でできることは自分で、台風管理というものはしっかりとやりたいなと思っておりますので、それは改めて感じているわけでございます。そんなわけで今日、市の方に要望書を渡すと同時に口頭でございますが、私の方から台風対策の市の考え方をしっかりとやっていただきたいということをお伝えしたということ、皆さんにお伝えしたいとそう思っております。あともう 1 点でございますが、それに付随しまして、今月の 30 日にこの間、県の方に要望書というものをまた同じように出したのがあります。それを県の農業会議所の方で県知事に渡すと。それで今月 30 日の午前中に会長と私と役員と、知事に会ってしっかりと渡して今後考えていただきたいということをお願いと伝えていくということも、ご報告させていただきとそう思っております。大変こんな話ばかりで申し訳ございませんが、今月の会長の挨拶とさせていただきます。それでは座らせていただきます。

松島 それでは、只今から、平成 30 年第 7 回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。

それでは、ここからの進行は、議長として松島会長をお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。

( 異議なし )

議長 それでは、議席番号 8 番の横井利治委員・議席番号 9 番の鈴木克育委員をお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。第 31 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 それでは、お手元の議案 1 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

島田 今月の議案は地区「湖東」、整理番号 126 番外 8 件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が 4 件、贈与に係る案件が 1 件、区分地上権に係る案件が 4 件でございます。許可することができない場合を定めております農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましてはそれぞれ調査書に記載されておりますので、議案と併せて資料の調査書写しをご覧ください。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案 2 ページの地区「天竜」、整理番号 134 番は売買に係る案件でございます。譲受人は

島 田 天童区山東の新規就農者、■■■■さん、68 歳でございます。譲渡人と■■■■さんは親戚関係にあり、近年は譲渡人が高齢となり■■■■さんと譲渡人の息子さんとが、申請地のすべてについて耕作及び管理を行っていました。譲渡人の息子さんは市外に居住しており、帰郷予定もないため、今後は近くに居住する■■■■さんが譲り受け耕作管理を続けていくことになり今回の申請に及んだものです。申請地は、遠州鉄道山東営業所から北東に約■■■■kmに位置し、■■■■さんのご自宅からも約■■■■kmの距離でございます。取得後は大根・大豆・山菜類、梅・栗などの果樹を作付けしていく計画でございます。

以上の案件につきまして別添の調査書にあるとおり、許可することができない場合を定めております農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可相当であると考えます。説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてご報告をお願いします。

議 長 整理番号 126 番について、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。

袴 田 整理番号 126 番、地区「湖東」です。調査会で協議の結果、特に問題ございませんでした。

議 長 整理番号 127 番について、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根 木 整理番号 127 番、調査会で検討した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 128 番について、引佐地区調査会の高井委員からお願いします。

高 井 128 番ですけれども引佐調査会で問題はございませんでしたので報告いたします。以上です。

議 長 整理番号 129 番から 133 番について、中瀬・赤佐・笹玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森 島 今、会長からご指摘がございました、5 件についてでございますが、132 番の所有権移転については、なんら問題がございませんでした。ただ、129 番、130 番、131 番、133 番につきましては、後ほど 5 条にかかわっての区分地上権の議論になるところでございます、土地を借りる、借主と営農に当たる営農者と貸主の地主が 3 者にまたがるという太陽光発電の、私は新しい展開が始まっているというふうに思っております、区分地上権という概念が大きくクローズアップされる案件でございます。調査員から農家の不利益に繋がることはないかというご指摘がございました。その調査員は論理的な組み立ての中でそういう発言をされているわけではなくて、なんか農家が馬鹿を見そうな話だということからご指摘をいただきました。それを私なりによくよくその人とも話をして問題意識がどこになるのか、何が問題だと考えているのかということについて、話をいたしました。わかってきたのは、この案件には使用貸借権と区分地上権、そしてその間に賃借権であるとか空中権であるとか様々な権利が関わったというか、横たわっている案件であります。私どもの調査会におきましては、そのことについて小杉グループ長から丁寧な説明をいただいておりますので、調査員の皆さんは大方理解できているというふうに思いますが、今日この会議では初めてこの話をすることになっているのではないかと思いますから、多くの皆さん方にはその、それぞれの権利関わりがよく、まだご理解いただけてないかもしれないと思いますので、これを会長を通じて事務局にお願いいたしますが、さっき私が申し上げた権利ですね、この案件に横たわっている、私が言うところの 3 つの権利、それぞれの権利が農家の権利としてあるわけですので、その権利が十分に守られている認識を各農業委員

森 島 の皆様方にお伝えいただくようお願いをいたします。従って、これは今日のところでやれというわけではありませんので、私は今日のところは今の案件についてそれぞれの調査員の皆様方が十分に理解をいたうえで、今回の案件については良とするというふうに結論を出していただきましたので、今日のところはそのことも含めて、調査会は承認をしていると報告をさせていただきながら、農業委員会全体の認識としていただくようにご配慮をお願いいたします。

議 長 確認ですが、森島委員、この件に関しては問題ないという形で、ただし、今言った権利とかその他に関しては説明をまたしっかりしていただきたいという形によろしいですか。

森 島 はい。

議 長 整理番号 134 番について、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。

鈴木英 はい、整理番号 134 番、天竜・龍山調査会では、問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手を願います。

高 井 今、森島委員の方から言われましたけども、太陽光が先だってから、よくここへ、新規になってから営農型発電の 10 年のものがぼこぼこ出てきて、また今聞くと使用貸借でやってるものがいっぱいあるんですけど、そこらへんをよく説明を聞かんと、企業がどんどんどんどん農地を借りて営農型としてやっちゃうと、わーっとこうなんか変なふうにならないかと心配するんですけど、その点を先に説明してほしいんですけど。

議 長 はい。では事務局、森島委員の指摘も含めて説明をお願いしたいと思います。

木 下 はい。営農型発電につきまして、先月末現在で実際申請の許可、更新は抜かしますけど、55 件ございます。うちですね、地主さん、農家さんが自分で作って自分で太陽光を設置するよというのがですね、全部で 16 件。次にですね、地主さんから 農地を借りて作って、さらに太陽光もその人が設置をする方が全部で 20 件あります。これは高井委員の心配された企業が借りている場合もありますし、親子間で借りている場合もあります。それで半々くらいだとは思いますが、次にさきほど今回の 3 条の審議をお願いしている区分地上権を設定している案件が 19 件あります。こちらの方なんですけど、地主さんから耕作する人がまず利用権で作りますということで借ります。さらに借りる人とは別に太陽光を設置する人がいます。ですので、森島委員が言うように 3 者が関係してくる申請になります。農家さんへの不利益ということですが、あくまでも農地を借りる段階ですでに太陽光をやる前提で地主さんは農地を貸しているということになりますので、地主さんにとっての不利益は考えにくいのかなと思います。ただですね、耕作をやめた状況になりますと太陽光発電もできなくなりますので、当然、太陽光も撤去するという形になりますので、区分地上権も取り消しになるという形になりますので、太陽光がなくなれば、地主さんのところに元に戻るというのが絶対条件で言うております。よろしいでしょうか。以上です。

高 井 10 年借りてるというのは。

木 下 まず、10 年間で設定している方は今のところ浜北地区でお 1 人になります。10 年間は 3 件あります、2 ヶ月ほど前に。10 年間で 3 か所であとはすべて 3 年の更新になります。

高 井 実際問題、農業をやるという立場から言うと、その農地が荒れるより借りて、草が生えるよりはいいといえばそれまでですけども、本当は営農型っていうのがそういうものになっちゃうような気がしているんですけど、農業委員がこんなこと言うであれけど、国で定めたものでやっているから

高 井 それでいいといえばそれで通ったかもしれませんが、毎年会長さんが言われるように 100 町歩も潰れてるところで、こういう問題が起きている以上、市長も浜松市の農政部にがんばれって言っても変なことばっかになっちゃって、がんばれなくなっちゃうような格好になると思う、想像して意見を言うんですけど、そうなっちゃいかんもんでそこら辺をしっかりと事務局にお願いします。

議 長 まず 1 点、私の方から、先月でしたっけ、営農型で市をまたいで市町で事務職が話をしたという件、報告できる情報があればご報告お願いしたいと思います。

木 下 今回 3 条の区分地上権、4 件設定した案件なんですが、すべて■■■■■■■■■■さんが関係してくる件になっております。■■■■■■■■■■さんなんですが湖西市、磐田市、袋井市各市町で相当数の申請を出しています。浜松市の方にもかなり件数出ているものですから、まずは今、許可を出しているところをしっかりとやってくださいと、これから規模拡大は少し待ってくださいとお願いをしたところであります。今月、来月出てくる予定はあるのですが、その件に関しましては、何か月か前に既に利用権を設定して、耕作を始めている、耕作を始めようとしているところになりますので、審査をしていくという形になります。いずれにしてもですね、皆様が心配するようにですね、営農がされているかどうか 1 つの肝心なところになるものですから、そちらの確認を事務局もしくは農業委員さん、合わせてですね、確認をしつつ公平公正な審査をしていきたいと思っておりますので、ご協力よろしくをお願いします。

後 藤 農家のリスクっていうのは、10 年、太陽光発電を営農型でつけて、あと 3 年ごとに更新していく、約 20 年くらい経った時に、ソーラーパネルがだんだんごみようになっていった時に相手の会社が倒産したと、そういった時にじゃあ処分は農家がしなければならないというリスクがあるのではないのでしょうか。

木 下 当然そういった処分費に関しては契約に載っているものかとは思いますが、大丈夫とは思いますが、会社等潰れた場合、どういった形で会社さんが保証するのか、もしくは間に入っている太陽光業者がどう判断していくのかということになるかと思えます。いずれにしてもですね、営農型に関しましては、処分をどういう形でやりますかという処分費、撤去の見込みがないと許可という形で書類を受け付けてないものですから、そういったものを確認したうえで審査の方を進めているところであります。

議 長 いずれにしても毎回太陽光については今のようなご意見等ありますので、事務局の方にもそういうことに対してしっかりと業者と話し合いをしたり、しっかりと営農していただきたいということは常々しっかりと確認をお願いをしておきなさいということは言っております、今言ったように■■■■■■■■■■さんに関しては市町を挟んで広域で各市町村の農業委員会の方を交えて確認を取ったということになっております。その他になにかございますでしょうか。

森 島 事務局の説明で私基本的にいいと思います。ただね、私が今度の問題で農家の立場でものを考えたときに、区分地上権というのはどういう権利なのか、おっしゃるように使用貸借権の中に含まれるものとして存在するのか、あるいは空中権との関係はどうなのかというあたりの議論になると、私どものグループ長が調査していただいたところでは、空中の 20 cm くらいのパネルをならべるあたりのところは、必ずしも使用貸借権や耕作権と一体のものとして法律上規定されているものではなくて、その部分については別の考え方がありえるのではないかというふうに説明いただいたと、私は受け止めているんです。その上ではデリケートな法律論がそこにはある

森 島 ので農家の側とすると、知らなんだと、そんなことは、区分地上権というものが自分の権利、あるいは自分の農地に付随した権利だよということを知らないでいることの方が問題であると思うんです。今、高井さんや後藤さんなどからご指摘があるように、農家が全部そこを理解してこの事業に関わるのであれば、倒産した場合のことも含めて、農家の責任として我々は受け止めることができるんだけど、農家が充分理解されてないところで農業委員が許可してしまったことについての、もし責任があるとすればね、我々のところにいずれ跳ね返ってくることになりかねないので、慎重な議論が必要だと。特に我々農業委員は事務局にしっかりしろって話じゃなくて、我々がしっかりしないとだめだよと、事務局は責任を最後にはとらなくて、部落ではあんたが悪いという話になるよということは、改めて申し上げておきたいと思います。

議 長 はい、その他意見ございますでしょうか。

( 意見なし )

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 31 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 32 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 それでは議案 3 ページをご覧ください。

( 議案を読み上げる )

鳴 田 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 86 番、外 1 件でございます。

転用目的別の内訳は、自己用住宅が 1 件、貸駐車場が 1 件であり、農地区分は、第 3 種農地が 2 件でございます。説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果について報告をお願いします。

議 長 整理番号 86 番について、中央地区調査会の松澤委員よりお願いします。

松 澤 整理番号 86 番につきまして、地区調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 87 番について、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします

中 島 整理番号 87 番につきまして地区調査会で検討した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手を願います。

( 質疑応答なし )

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 32 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 33 号議案「事業計画変更承認申請」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 5 ページをお願いいたします。

( 議案の表紙を読み上げる )

嶋田 農地法第 4 条または、第 5 条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けたあと、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができるとされております。

今月の申請は、当初の許可済地全てを第三者が承継し転用する「全部承継」が 1 件でございます。

地区「赤佐」、整理番号 11 番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である■■■■さんと、承継者である■■■■さんでございます。申請に至った経緯でございますが、当初の転用事業者は、新居を構え独立するため、■■■■年■■■月に農地法第 5 条の許可を受けました。その後、家庭の事情により生活基盤が変更となり、事業未着手のまま現在に至っております。承継者である■■■■は、申請地に自己用住宅を計画したものでございます。申請地である浜北区根堅の畑は、県立森林公園森の家管理棟から南東へ約■■■mのところに位置する農地でございます。申請地の農地区分につきましては、「市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地に該当することから、立地基準において適当と認められるものでございます。転用計画では、申請地の畑 320 m<sup>2</sup>に建築面積 63.76 m<sup>2</sup>の住宅と建築面積 4.22 m<sup>2</sup>の物置を建設する計画であり、配置計画から見て適正な規模と認められるものでございます。当初の許可目的達成が困難になった事が、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること。排水計画は、汚水は合併浄化槽を通し、雨水排水とともに西側道路側溝へ排水する計画となっていること。都市計画法の許可及び資金計画の見込みがあることから転用許可基準を満たすものと判断されます。

なお、事業計画変更後の 5 条申請につきまして、議案 21 ページ整理番号「917 番」にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願いいたします。説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

( 質疑応答なし )

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 33 号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

議長 次に、第 34 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 7 ページをお願い致します。

( 議案の表紙を読み上げる )

木下 今月の申請案件につきましては、地区「中央」、整理番号「847 番」外 78 件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、農業用施設が 1 件、自己用住宅関連が 38 件、事業用の建物関連が 8 件、駐車場、資材置場等事業用その他施設への転用が 10 件、一時転用が 9

木 下 件、太陽光発電が 13 件でございます。また、農地区別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 6 件、第 1 種農地が 3 件、第 2 種農地が 19 件、第 3 種農地が 51 件でございます。

それでは、転用規模の大きい 3 件についてご説明いたします。議案 10 ページ、地区「庄内」、整理番号「867 番」をご覧ください。西区呉松町の畑 3,213 m<sup>2</sup>について、太陽光発電設備を設けたいという申請であります。申請者は、[ ] に所在する [ ] を営む [ ] であります。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地を買受け、太陽光発電事業を行いたく、申請に及んだものでございます。申請地は、東名高速道路「浜松西インターチェンジ」から西へ約 [ ] km、浜松市動物園の [ ] に位置します。申請地の農地区分につきましては、市街地の区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね 10ha 未満であることから、第 2 種農地に該当する農地であると判断いたしました。事業計画では、申請地に 255W の太陽光発電パネル 1,220 枚を設置し、全体の発電能力が 311.1 kW となる発電設備を設ける計画で設備の配置計画から見て、転用規模は適当と思われること、敷地外周にはフェンス及び堰堤を設け、雨水は敷地内で貯留して自然浸透させる計画であること、経済産業省の設備認定を平成 30 年 9 月 11 日付けで受けていること、中部電力への接続検討も了していること、資金計画の見込みもあることから許可相当であると考えます。

続きまして議案 17 ページ、地区「中瀬」、整理番号「911 番」、「912 番」をお願いします。整理番号「911 番」は売買による所有権移転、整理番号「912 番」は賃借権の設定であり、権利の種類が異なるため、整理番号を分けておりますが、同一の転用事業であるため併せて説明いたします。浜北区上島の畑 7,318 m<sup>2</sup>について、資材置場及び駐車場を設けたいという申請であります。申請者は [ ] に本社を置き、 [ ] する [ ] であります。近年、事業拡大に伴う生産量の増加により、製品保管場所及び従業員用の駐車場が不足しており、新たに資材置場、駐車場を設けたく申請に及んだものであります。申請地は、遠州鉄道西鹿島駅から東へ約 [ ] km に位置する農地で、既存資材置場及び駐車場の北側に隣接する、第 1 種農地に該当する農地であります。審査したところ、本案件は、拡張部分の面積が既存の敷地面積の 2 分の 1 を超えないことから、第 1 種農地の不許可の例外規定に当たる「既存施設の拡張」に該当する転用事業であります。本転用事業は、製品等資材置場、駐車場 263 台、緑地、調整池を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。雨水排水については敷地内調整池から東側水路へ制限放流する計画であること、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく事業承認を受けていることから、周辺農地への影響は軽微と思われ、許可相当と判断いたしました。

続きまして議案 19 ページ、地区「庵玉」、整理番号「920 番」をお願いします。浜北区新原の畑 3,773 m<sup>2</sup>について、工場を設けたいという申請であります。申請者は [ ] に本社を置き、 [ ] を営む [ ] であります。近年、製品需要の高まりにより、既存工場が手狭となり、既存工場の拡張を計画しましたが、既存工場周辺は拡張する敷地がないため、本申請地に工場を移転するための申請におよびました。申請地は、県立浜北西高校の [ ] に隣接し、申請地の農地区分につきましては、街区の面積に占める宅地の面積割合が 40 パーセントを超えていることから、第 3 種農地であると判断いたしました。本転用事業は、建築面積 881 m<sup>2</sup> の工場と、31 台分の駐車場、緑地、調整池を設ける計画であり、配置計画か

木 下 ら見て転用規模は適当と思われること、都市計画法の開発許可の見込みがあること。雨水は敷地内の西に設ける調整池を通して西側の水路へ制限放流する計画であることから、周辺農地への影響は軽微と思われ、許可相当と判断いたしました。説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の現地調査と資料の調査書による協議結果についてご報告をお願いします。

議 長 整理番号 847 番について、中央地区調査会の松澤委員よりお願いします。

松 澤 847 番について、地区長会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 848 番、854 番について、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員よりお願いします。

中 島 只今紹介がありました 7 件につきまして、地区調査会で検討しました結果、特に問題ございませんでした。ただ 849 番、1 か所ですね、太陽光発電が含まれておりました。調査会としてはですね、自然エネルギーと農業とコラボレーションでモデル的な取り組みですのでね、成果が十分できるように調査会としてはお願いしておきました。以上でございます。

議 長 整理番号 855 番から 859 番について、中ノ町・笠井地区調査会分を私からご報告申し上げます。

議 長 調査会で協議した結果特に問題はございませんでした。

議 長 整理番号 860 番から 863 番について、積志地区調査会の田中委員よりお願いします。

田 中 整理番号 860 番から 863 番につきまして、地区調査会で協議しました結果、特に問題ありませんでした。以上です。

議 長 整理番号 864 番について、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員よりお願いします。

原 田 864 番、雄踏地区の原田です。問題はありませんでした。

議 長 整理番号 865 番、866 番について、湖東地区調査会の袴田正保委員よりお願いします。

袴田正 整理番号 865、866 の 2 件、地区「湖東」です。調査会で協議の結果、特に問題ございませんでした。

議 長 整理番号 867 番について、庄内地区調査会の松尾委員よりお願いします。

松 尾 整理番号 867 番、庄内地区調査会において審議した結果、特に問題ありませんでした。

議 長 整理番号 868 番、869 番について、芳川・飯田地区調査会の鈴木克育委員よりお願いします。

鈴木克 整理番号 868 番、869 番、調査会で調査した結果、問題ありませんでした。

議 長 整理番号 870 番から 876 番について、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員よりお願いします。

袴田博 整理番号 870 番から 876 番の 7 件につきまして調査会で協議した結果、問題はありませんでした。

議 長 整理番号 877 番から 886 番について、新津・可美地区調査会の根木委員よりお願いします。

根 木 新津・可美の 877 番から 886 番まで 10 件、地区調査会で検討した結果、特に問題はありませんでした。

議 長 整理番号 887 番から 890 番について、三方原地区調査会の内山委員よりお願いします。

内 山 整理番号 887 番から 890 番まで 4 件、問題ありませんでした。

- 議 長 整理番号 891 番から 892 番について、都田地区調査会の岡本委員よりお願いします。
- 岡 本 都田地区、891、892、2 件につきまして審議の結果、特に問題はありませんでした。
- 議 長 整理番号 893 番から 897 番について、細江地区調査会の藤村委員よりお願いします。
- 藤 村 整理番号 893 番から 897 番と細江調査会においては、なんら問題ありませんでした。以上です。
- 議 長 整理番号 898 番について、引佐地区調査会の高井委員よりお願いします。
- 高 井 調査会、何の問題もございませんでした。以上です。
- 議 長 整理番号 899 番から 900 番について、三ヶ日地区調査会の後藤委員よりお願いします。
- 後 藤 整理番号 899 番、900 番について調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議 長 整理番号 901 番から 909 番について、浜名・北浜地区調査会の小杉委員よりお願いします。
- 小杉高 整理番号 901 番から 909 番までの 9 件におきまして、調査会におきまして、何ら問題がありませんでした。
- 議 長 整理番号 910 番から 920 番について、中瀬・赤佐・庵玉地区調査会の森島委員よりお願いします。
- 森 島 先ほど 3 条のところでは議論がありました、区分地上権を伴う案件については先ほど議論にあった通りですので割愛いたします。それから整理番号 920 番でございますが、これは農振地域の整備に関する法律の取扱い要綱の一部が変えられたということで、農振地域に工場が進出できるようになった、除外が可能になったわけでございますが、その取扱いの中で、私共が経験する、浜北では初めてであったか 2 回目であったか正確ではありませんが、新しい、珍しいケースでございます、農業振興地域への工場の進出、移転であります。制度的にはクリアしている案件でございますけれども、ただ問題だと思っておりますのは、どの地域でもありえることですので皆様方にもぜひ課題や問題を共有していただきたいと思っておりますが、あえて農振地域にこういう企業が進出して来るわけです。当然農薬の散布の問題、それから枯れ葉が舞うという問題、それからトラクターで耕起するときに土埃が舞うという点、これらはいずれも農業サイドが進出して来る事業者に対してのプレッシャーになる案件であります。ですから事業者とすればそれは事業面にとってあまり好ましくないこととなって、農薬の散布の仕方を変えてくれとか、耕起時に土埃が立たないようにしてくれというような話は当然出てくる可能性のある話でございますので、私共の調査会の中でそれらについては、ご本人が出席せずに行政書士の人が出席しておりますけれども、その行政書士の方に対してそこところはあなた方が農振地域にあえて進出して来るわけだから、我々は従来通りの農薬の散布であるとトラクターによる耕起は当然することになるので、そこところのトラブルをさけるような努力をお願いしたいということを、くれぐれも行政書士に頼んだその会社の人に伝えてもらいたいという話は、結構しつこく詳しく申し伝えたところでございます。このあたりのところも法律ではできているからいいんだと、あとは企業の権利を主張するんだという話を一方的に振りかぶられてしまうと、農家はえらい目にあう、苦勞するということについて認識を共有してもらおうということは、農業委員として極めて大事なことでとそういう風に改めて感じているところであります。それ以外の案件につきましては調査会のメンバー全員が同意をして承認いたしました。
- 議 長 整理番号 921 番から 925 番について、春野地区調査会の水崎久司委員よりお願いします。



森 島 ですが、工場であるとか倉庫であるとかという転用目的なんだけども、例えばこれは線引きがされてないということでクリアされているのかなと考えながら質問しておりますが、転用目的についての網はかかっていないと考えていいのか、そうではなくて都市計画法の規定がされていない地域ではこういう理解がされていると考えたらいいか、どちらでしょうか。

木 下 こちらの地区は都市計画区域外になりますので、建築の方の網はかかっていないということになります。

議 長 他に意見はございますか。

( 意見無し )

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 35 号議案「買受適格証明願について(5 条許可競売)」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第 36 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案 23 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

山 口 それではご説明させていただきます。「相続税の納税猶予の特例」の適用から、20 年経過することによる、相続税の免除手続きに伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について、税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。

今月は、地区「入野」、整理番号「13 番」の 1 件です。被相続人は、XXXXXXXXXX に亡くなられた、XXXXXXXXXX さん。相続人は、西区入野町にお住いの、子の XXXXXXXXXX さん、70 歳です。特例農地の面積は、申告時、現在とも 2, 693.48 m<sup>2</sup>です。9 月 28 日に現地調査を実施しました。その結果、野菜及び果樹が耕作されていましたので、その旨を税務署へ報告いたします。以上で説明を終わります。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何か意見、質問はございませんか。

( 森島委員挙手 )

議 長 はい、森島委員。

森 島 事務局に伺います。20 年の納税猶予の制度でございますが、今でもこの制度というのはお使いになる方がいらっしゃるのかということです。私などが常識的に考えると、生産緑地法での対応の方が、市街化区域においてはですね、当然有利だと思うところですが、そのあたりの理解がどの程度職員の皆様方、事務局の皆様方含めてご理解なさっているのかなど、まあ市街化区域がないところではこの 20 年の経過措置しかないものだからこれを使う以外ないんだろうけれども、市街化区域での対応はどのように考えているのか事務局長含めてご説明いただければと思います。

議 長 事務局。

局 長 事務局長の清水でございます。今言われたことにつきましてですけども、基本的に地主さんと耕作継続される方の考え次第ですので、私共の方でこういった形にしたらどうだというようなことはしておりません。20 年やっていくという意味があつての申請だと思っておりますので、あくま

局長 でご本人の考え次第とっております。

議長 はい、森島委員。

森島 原則そうだと思いますよ。原則そうだと思いますけども、どうもね、農業委員会で浜北でのケースでは、生産緑地法を取り扱ったことがあるものだから、あえて申し上げているんですが、今、市街化区域のこういう課題というのは、事務局に寄せられた相談というのはありますか。

局長 やはり市街化区域となると、何十年間にわたってどうなるかっていうものは不明確ですので、地主さんとしてはずっと継続していくという形ものが考えにくいのではないかなと思います。すいません、個人的な意見です。あと窓口等でこういった制度を使ったらどうだという形のものについては、問い合わせを受けたという話は、すいません、聞いておりません。

森島 このケースについてはこれでいいと思いますよ。この案件について心配しているわけではありません。ただ、これよりもっといい制度があると考えているところがあるのでね、それは市街化区域でしか成立しないというのが一般的ですが、市街化区域でこの免除手続きを採用する場合に、知らん農家はこれを選んじゃうわけですよ、20年の免除手続きを。もっといい制度があるから、それは、事務局が教えることができないということであれば、農業委員の人たちが教えるしかないのかなと思ったりして確認をさせていただいております。

議長 まず、すいません。私の認識が違っていたら申し訳ないのですが、この緑地の方は窓口が違わなかったかな。緑政課ですよ。ちょっと違うってのをまず頭に入れて話をしないと。

森島 農業委員会が許可案件でやったよ、浜北で。

議長 許可案件で出したっけ。すいません、整理してもう1回お願いします。

小杉 浜北の方であったわけなんですけども、この件については正式に言うといわゆる生産緑地法を途中で、所有者さんが亡くなったり、大けがをした場合、途中でやめてしまうというような場合ですね、現実にそういう方、それまで今まで耕作していたかということを確認するためにうちの方で、それを緑政課の方に報告するための議案としてあげていた案件はあります。ですので、特に農業委員会の方が主体としてやっているわけではなくて、あくまで緑政課に対する報告、回答の案件として農業委員会の方の議案にあがったということと記憶しております。

議長 1回整理をいたしますと、認識不足だったら申し訳ないのですが、緑政課が受け付けて確か500㎡以上とか道が4m以上とかかなり細かく市街化の中でもあると承知しているんですが、基本的にはそういうことでよろしいでしょうか。ということは窓口としてこの話が来た時には、農業委員会ではなく窓口は緑政課と説明をすることはあっても、農業委員会がこの制度がああだこうだという話は基本的にはないというふうに解釈してよろしいでしょうか。

局長 結構です。

議長 森島委員、そういうことでよろしいでしょうか。森島委員の言うことはわかります。本当は親切にやらないといけないということは私も承知しております。制度としては、窓口としては、緑政課だということで農業委員会がうんぬんではないという解釈はしているけど、今皆さんのように聞いた人は、相談があったらこういう制度があるからまず緑政課の方へ行ったらどうですかという形でどうでしょうか。そういうことでこの件についてはお願いしたいと思っております。

議長 その他、ございますか。

( 後藤委員挙手 )

議 長 はい、後藤委員。

後 藤 すいません、1点教えてもらいたいですけども、生産緑地で耕作していて、それを売買して買った人が農地で買って、それを転用して宅地にした場合はどうなるのでしょうか。教えてください。

齋 藤 生産緑地というのはその土地を農地としてずっと耕作し続けるということで30年間という縛りがありまして、農地以外に使いたいという時には、主たる従事者というんですけど、耕作するという登録をされている方が耕作できなくなるような障害とか怪我ですとか、死亡されたときにしか変更できないので、基本的にそこは転用できない、という制度になっています。生産緑地に指定されている間は、そこは転用はできないという制度になっています。

後 藤 30年経てば大丈夫？

齋 藤 その時に、指定を外すという形になります。都市計画の生産緑地の指定を外してからであれば、特に問題はないんですけども、指定を受けている間は転用はできないという制度です。

議 長 その他、ご質問ございますでしょうか。

( 森島委員挙手 )

議 長 はい、森島委員。

森 島 そのね、30年の縛りのところを正確に言わないと、30年縛られちゃうって言うふうに農家は理解しちゃうのよ。こっちは20年なのよ。納税猶予制度の手続きってというのは20年、生産緑地30年なんだよね。30年縛られるならこっちの方がいいって判断になるわけじゃないですか。そこは主たる耕作者の話をもうちょっとしてください。

齋 藤 生産緑地というのは、毎年土地に係る税金の一部が免除されるという制度でして、相続税の納税猶予というのは、相続したときに発生する相続税の一部が免除されるというものですから、税金の種類が違うので、どちらが良いとか悪いとかではなくて、亡くなった時に相続税の納税猶予を受けることはできますし、それを受けた後に生産緑地の指定を受けることも可能なので、ちょっと混ざってしまいやすいんですけども、まったく違う制度とを考えていただいた方がいいと思います。

議 長 その他ございますでしょうか。

( 意見なし )

議 長 それでは、意見等もないようですので、第36号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、第37号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

鈴木智 議案25ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

池 谷 それでは、別添資料の別冊1をご覧ください。平成30年度第7回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は平成30年10月19日となります。2枚めくって頂きまして、

池 谷 「農用地利用集積利用権等設定内訳表」で、合計 148 筆、123, 244. 02 m<sup>2</sup>の内訳でございます。今月は、飯田地区での 2 筆をはじめとして、計 19 地区での利用権設定を予定しております。その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 13 ページは相対契約及び中間管理事業によるもの、15 ページから 19 ページは農地利用集積円滑化事業によるもの、21 ページは農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転でございます。

それでは、内容について説明させていただきます。はじめに、1 ページから 13 ページをご覧ください。相対契約による利用権設定が 112 筆ございます。このうち新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。はじめに、2 ページの 28 番及び 3 ページの 29 番をご覧ください。■■■■さん、36 歳です。■■■さんは以前、一般企業に勤めておりましたが、前々から農業に興味があり個人として農業経営に取り組んでいくため、認定農業者の■■■さんのもとでブルーベリーの栽培技術を習得し、今回の申請に至りました。北区根洗町■■■の畑、外 1 筆、計 3,495 m<sup>2</sup>を 3 年間借り受け、ブルーベリーの栽培を予定しております。

次に、10 ページの 46 番及び 47 番をご覧ください。新規就農の■■■■です。■■■さんが平成■■年■■月に設立した法人で、現在■■■にて認定農業者の認定を受けており、オリーブを栽培しております。オリーブの普及拡大をしていくため、今回の申請に至りました。南区三和町■■■外 1 筆、計 2, 632 m<sup>2</sup>を 10 年間借り受け、オリーブの栽培を予定しております。

次に、10 ページの 52 番から 54 番をご覧ください。■■■■さん、45 歳です。■■■さんは■■■から来日し、日本の農業技術に感動したことや、外国人就農者がいたことをきっかけに、■■■地区を中心に農業を営んでいる■■■さんのもとで栽培技術の習得をし、今回の申請に至りました。南区法枝町■■■の畑、外 2 筆、計 1, 154 m<sup>2</sup>を 10 年間借り受け玉葱の作付けを予定しております。

次に、11 ページの 65 番及び 66 番をご覧ください。■■■■さん 26 歳です。■■■さんは、食に関わる仕事をしたいと思い大学で農学を専攻しました。認定農業者の■■■さんのもとでみかんの栽培技術の習得をし、今回の申請に至りました。浜北区宮口■■■の畑、外 1 筆、計 2, 451 m<sup>2</sup>を 10 年間借り受け、みかんの栽培を予定しております。

続いて、7 ページの 1 番から 10 ページの 45 番をご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 45 筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載してあります。それでは、このうち集積面積の多い地区について抜粋してご説明いたします。

7 ページの 12 番から 10 ページの 45 番をご覧ください。本件は、県の農業振興公社が北区三ヶ日町只木■■■外 33 筆のみかん畑、計 27, 418 m<sup>2</sup>を 5 名の農地所有者から 10 年間借り受け、機構のルールに基づき、同地区内でみかんを栽培している■■■さん外 4 名の農業者に配分するものです。

続いて、15 ページから 19 ページをご覧ください。■■■■が農地を借り入れて、農業者などに貸し付けを行う、農地利用集積円滑化事業による利用権設定が 35 筆ございます。こ

池 谷 のうち新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

17 ページの 12 番及び 13 番をご覧ください。■■■■■さん、37 歳です。■■■■■さんは浜松特産の新玉葱を生産し、生活基盤の安定を図るため、弟である農家の■■■■■さんのもとで栽培技術の習得をし、今回の申請に至りました。西区馬郡町■■■■■の畑、外 1 筆、計 1, 122 ㎡を 6 年間借り受けて玉葱の作付けを予定しております。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何か意見、質問はございませんか。

( 質疑応答なし )

議 長 それでは、意見等もないようですので、第 37 号議案「農用地利用集積計画の決定について」は原案どおり承認することに異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

議 長 次に、報告事項の第 25 号から第 32 号までを、事務局から報告をお願いします。

鈴木智 それでは、報告事項でございます。議案は 27 ページから 51 ページでございます。

( 議案と件数を読み上げる )

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

議 長 本来でしたらここで意見交換会をするわけですが、今月はたくさん報告事項がありますので割愛させていただいて、事務局から連絡事項をお願いいたします。

豊 田 ・台風 24 号による被害報告について

鈴木智 ・第 77 回随時変更による農用地除外に対する異議申出について

局 長 ・コンクリート法案について

・所有者不明農地について

河 村 ・第 2 回農地利用最適化推進委員研修会について

齋 藤 ・しずおか農地利用最適化推進 1・1・1 運動報告書の提出について

・農業委員活動記録簿の提出について

今後の会議予定

・浜松市農業委員会先進地視察研修

日時 平成 30 年 10 月 18 日(木)～19 日(金)

視察先 岐阜県恵那市、岐阜市

・第 8 回 農業委員会総会

日時 平成 30 年 11 月 15 日(木)

場所 引佐協働センター

・西部農業委員会協議会先進地視察研修

日時 平成 30 年 11 月 19 日(月)

視察先 島田市

※詳細は 11 月の調査会で参加者あて通知予定

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきまして終了いたしました。長時間に亘り、熱心に討議ありがとうございました。これをもちまして第 7 回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後 3 時 07 分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

平成 30 年 10 月 15 日

会 長 松島 好則

委 員 横井 利治

委 員 鈴木 克育